

# 官報号外

昭和五十八年三月二十三日

## ○第九十八回 参議院会議録第八号

昭和五十八年三月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

昭和五十八年三月二十三日

午前十時開議

第一 北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 議長(徳永正利君) これより会議を開きます。

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。  
日程第一 北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、劣悪な自然条件下にある北海道及び南九州烟作営農の振興を図るために、土地基盤の整備等各般の施策を一層推進するとともに、次の事項の実現に努めるべきである。

一、土地利用型農業の生産性向上が農政の重要な課題とされている現状にかんがみ、長期的な展望に基づいた烟作営農の振興のための基本施策について、その総合的な実施に努めること。

二、烟作営農の安定を図るため、地力の維持増進、合理的な輪作体系の確立に努めること。

三、本法に基づく資金の貸付条件については、今後とも改善するよう努力するとともに、営農指導体制を強化すること。

四、北海道及び南九州等遠隔地の農産物流通の改善に資するための諸施策を引き続き実施すること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

(北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)  
第一条 北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第二条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第三条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第四条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第五条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第六条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第七条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第八条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

第九条 南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「昭和五十八年三月二十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。  
(南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部改正)

ものであつて、妥当な措置と認める。  
なお別紙の附帯決議を行つた。

### 一、費用

本法施行のため、特に費用は要しない。

### 附帯決議

水産加工業は、我が国における重要な食料産業として、国民の食生活の安定に大きく貢献してきた。しかし、その現状は、諸外国の漁業規制の強化による加工原料魚の供給の不安定化、ねり製品を始めとする水産加工食品の需要の低迷等厳しい情勢下にあり、その克服が、緊急の課題となつてゐる。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一、水産加工業の脆弱な経営基盤の強化及び国民食生活の安定を図る見地から、本融資制度を含め、水産加工業の振興に努めること。

二、本融資制度については、多獲性大衆魚の食用加工の実態等に即し、貸付対象地域の見直し等その適切な運用を図ること。

また、本資金と水産加工経営改善強化資金との関連性にも十分留意して、両資金の融資に必要な万全の措置を講ずること。

三、水産加工業経営の体質強化のため、共同化、協業化の推進、協同組合の経営基盤及び組織力の強化を図るとともに、積極的に水産加工業経営の実態把握に努めること。

四、我が國の地先冲合で漁獲される多獲性大衆魚の食用向け利用の増大を図るため、加工技術の開発、製品の普及に努めること。

五、原材料を含む水産物の輸入については、経営

基盤の脆弱な沿岸、中小漁業者が犠牲となることのないよう対処すること。

右決議する。

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十二日

参議院議長 德永 正利殿 福田 一 衆議院議長 福田 一

委員会におきましては、烟作営農改善資金の貸付状況と今後の見通し、貸付条件の改善、畜産経営の実態と五十八年度政策価格の決定をめぐる諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

合的実施等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔下条進一郎君登壇 拍手〕

○下条進一郎君 ただいま議題となりました二法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、北海道寒冷地烟作営農改善資金金融通臨時措置法及び南九州烟作営農改善資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、北海道寒冷地及び南九州烟作営農地域における農業者の経営の安定を図るため、これら二法に基づく営農改善資金の貸付認定期限をさらに五年間延長し、昭和六十三年三月三十一日までにしようとするものであります。

委員会におきましては、本資金の融資実績、法律案について御承知願いたいと存じます。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十二日

参議院議長 德永 正利殿 福田 一 衆議院議長 福田 一

委員会におきましては、烟作営農改善資金の貸付状況と今後の見通し、貸付条件の改善、畜産経営の実態と五十八年度政策価格の決定をめぐる諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

合的実施等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

月三十一日までにしようとするものであります。

委員会におきましては、本資金の融資実績、法律案について御承知願いたいと存じます。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月二十二日

参議院議長 德永 正利殿 福田 一 衆議院議長 福田 一

委員会におきましては、烟作営農改善資金の貸付状況と今後の見通し、貸付条件の改善、畜産経営の実態と五十八年度政策価格の決定をめぐる諸問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

合的実施等四項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

次に、原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長八百板正君。

官 報 (号外)

審査報告書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十二日

通信委員長 八百板 正  
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電話加入権に対する質権の設定の状況等にかんがみ、電話加入権に質権を設定することができる制度を昭和五十八年四月一日以降も当分の間許容しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月三日

衆議院議長 福田

要領書

審査報告書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案

電話加入権質に関する臨時特例法 (昭和三十三年四月一日以後も当分の間許容しようとするもの) の態勢が整つたことにかんがみ、加入電話加入権質に関する臨時特例法 (昭和三十三年三月三日)

年法律(百三十八号)の一部を次のように改正す

る。

第一条第一項中「昭和五十八年三月三十一日ま

で」と「当分の間」に改め、同条第二項中「かつ、昭

和五十八年三月三十日までに」を削り、「同年四

月一日以後も」を「前項の規定による質権の設定が

許容されなくなつた後も」に改める。

第八条中「通信省令」を「郵政省令」に改める。

第九条中「通信省令」を「郵政省令」に、「すみや

かに」を「速やかに」に改める。

第十三条中「又は」を「若しくは」に改め、「しよ

うとする者」の下に「又は同項の原簿を閲覧しよう

とする者」を加え、「政令」を「公社が郵政大臣の

認可を受けて」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項

番号を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三日

衆議院議長 福田

要領書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改

正する法律案

年法律(百三十八号)の一部を次のように改正す

る。

和五十八年三月三十一日から廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月三日

衆議院議長 福田

要領書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三日

衆議院議長 福田

要領書

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月三日

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改

正する法律案

年法律(百三十八号)の一部を次のように改正す

る。

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特別に関する法律(昭和二十七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条二項を削り、同項を同条第三項中「第三条」を「第二条」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第三条とする。

四項を同条第三項とし、同条を第三条とする。

(電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第一条中「電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百一十五号)又は」を「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律(昭和五十八年法律第二百一十五号)」によ

る一部を次のように改正する。

第一条中「電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百一十五号)又は」を「電信電話

設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律(昭和五十八年法律第二百一十五号)」によ

る廃止前の」に改める。

○八百板正君登壇、拍手

につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正する法律案は、電話加入権に質権を設定することができます。特例措置が昭和五十八年三月三十

一日をもつて期限切れとなるが、現在なお庶民金融の担保物として相当程度利用されていること及び本制度の存続に対する要望が強いこと等にかん

がみ、電話加入権に対する質権の設定を昭和五十年四月一日以後も当分の間許容しようとするも

のであります。

次に、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律を廃止する法律案は、現在加入電話等に電信電話設備の拡充に要する資金の一部を調達するため、暫定措置として加入電話加入申込者等に電信電話債券を引き受けさせているが、電信電話等の需要を充足するための態勢が整ったこと

にかんがみ、債券の引受制度を昭和五十八年三月三十日限りで廃止しようとするものであります。委員会におきましては、以上二法案を使宜一括して審査し、電話加入者等による債券引受制度の果たした役割り、今後の建設投資資金の調達方法、設備料の引き下げ、電話加入権質の設定状況と制度再延長の理由等の諸問題について質疑が行されました。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

## 官号(外)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第五 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長戸塚進也君。

### 審査報告書

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十八年三月二十一日

大蔵委員長 戸塚 進也

### 要領書

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議長 徳永 正利殿

### 委員会の決定の理由

本法律案は、現下の厳しい財政事情及び補助貨幣回収準備資金から一般会計の歳入への繰入

れについて、毎会計年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の発行現在額を超える額に相当する金額とされている繰入れを、当該年度末における準備資金の額のうち補助貨幣の引換え又は回収その他の造幣局の事業の状況を勘案して政令で定める額を超える額に相当する金額とする

一時借入金の規定を設ける等の所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

本法律施行に伴う補助貨幣回収準備資金からの昭和五十八年度一般会計予算への繰入れ見込額は、一兆千六十三億九千三百万円である。

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三十三条の見出し中「繰越し」を「繰越し」に改め、同条を第三十五条とする。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十八年三月八日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のよう改正する。

造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を改正する法律案

第三十三条 第十九条の三第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

官 報 (号外)

5

委員会におきましては、減税財源としての準備資金の取り崩し要求に反して一般議入として使用することについての問題点、税外収入確保のための準備資金の取り崩しによる財政投融資資金への圧迫など財政体質悪化の可能性、補助貨幣増発に関する諸どめの必要性とインフレーション発生への危惧等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく採決の結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	徳永 正利君
副議長	秋山 長造君	大川 清幸君
中野 鉄造君	桑名 義治君	高木 健太郎君
渡部 通子君	馬場 富君	中野 明君
鶴岡 洋君	中村 銳一君	中村 銳一君
峯山 昭範君		

伊藤 郁男君	塙出 啓典君	太田 淳夫君	増岡 康治君
原田 立君	立君	宮崎 正義君	前田 黙男君
井上 計君	計君	堀江 正夫君	大城 真頼君
降矢 敬雄君	敬雄君	杉山 令舉君	森山 真弓君
矢追 秀彦君	秀彦君	関口 恵造君	田代富士男君
渋谷 邦彦君	邦彦君	井上 孝男君	三木 忠雄君
柄谷 道二君	道二君	大河原太一郎君	柏原 駿木
原 文兵衛君	文兵衛君	江島 淳君	木島 則夫君
小平 芳平君	芳平君	田原 武雄君	多田 省吾君
田淵 哲也君	哲也君	熊谷 弘君	中山 千夏君
新谷寅三郎君	寅三郎君	伊江 朝雄君	三治 重信君
青島 幸男君	幸男君	坂野 重信君	安井 謙君
山田 勇君	勇君	夏目 忠雄君	中山 千夏君
前島英三郎君	英三郎君	中山 太郎君	古賀雷四郎君
山田耕三郎君	耕三郎君	古賀雷四郎君	初村満一郎君
仲川 幸男君	幸男君	坂野 重信君	小林 国司君
降矢 敬義君	敬義君	夏目 忠雄君	町村 金五君
林 成相	成相	中山 太郎君	西村 尚治君
大木 善十君	善十君	古賀雷四郎君	山内 一郎君
志村 浩君	浩君	坂野 重信君	西村 尚治君
亀井 寛子君	寛子君	坂野 重信君	山内 一郎君
片山 正英君	正英君	坂野 重信君	井上 太郎君
河本嘉久藏君	嘉久藏君	坂野 重信君	小澤 太郎君
中西 一郎君	一郎君	坂野 重信君	岩本 勤君
八木 一郎君	一郎君	坂野 重信君	村上 道行君
白井 莊一君	莊一君	坂野 重信君	大石 政光君
藏内 修治君		坂野 重信君	岩本 政光君

上田 稔君	藤田 正明君	福岡日出廣君
遠藤 政夫君	岩上 二郎君	佐々木 滉君
宮崎 正義君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
前田 黙男君	目黒今朝次郎君	片山 善市君
大城 真頼君	増田 盛君	安田 隆明君
森山 真弓君	内藤督三郎君	土屋 義彦君
田代富士男君	藤井 孝男君	小谷 守君
三木 忠雄君	木島 則夫君	本岡 昭次君
渋谷 邦彦君	多田 省吾君	下田 京子君
柄谷 道二君	中山 千夏君	松前 達郎君
原 文兵衛君	三治 重信君	近藤 忠孝君
小平 芳平君	安井 謙君	寺田 熊雄君
田淵 哲也君	大森 昭君	佐藤 昭夫君
新谷寅三郎君	鶴山威一郎君	勝又 武一君
山田 勇君	斎藤榮三郎君	吉田 正雄君
前島英三郎君	遠藤 要君	和田 静夫君
山田耕三郎君	鳴崎 均君	安恒 良一君
仲川 幸男君	稻嶺 一郎君	安恒 良一君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君	和田 静夫君
林 成相	谷川 寛三君	安恒 良一君
大木 善十君	名尾 良孝君	和田 静夫君
志村 浩君	藤井 裕久君	安恒 良一君
亀井 寛子君	野呂田芳成君	和田 静夫君
片山 正英君	井上 裕君	安恒 良一君
河本嘉久藏君	安孫子藤吉君	和田 静夫君
中西 一郎君	岡田 広君	安恒 良一君
八木 一郎君	上條 勝久君	和田 静夫君
白井 莊一君	太郎君	安恒 良一君
藏内 修治君		和田 静夫君

上田 稔君	藤田 正明君	福岡日出廣君
遠藤 政夫君	岩上 二郎君	佐々木 滉君
宮崎 正義君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
前田 黙男君	目黒今朝次郎君	片山 善市君
大城 真頼君	増田 盛君	安田 隆明君
森山 真弓君	内藤督三郎君	土屋 義彦君
田代富士男君	藤井 孝男君	小谷 守君
三木 忠雄君	木島 則夫君	本岡 昭次君
渋谷 邦彦君	多田 省吾君	下田 京子君
柄谷 道二君	中山 千夏君	松前 達郎君
原 文兵衛君	三治 重信君	近藤 忠孝君
小平 芳平君	安井 謙君	寺田 熊雄君
田淵 哲也君	大森 昭君	佐藤 昭夫君
新谷寅三郎君	鶴山威一郎君	勝又 武一君
山田 勇君	斎藤榮三郎君	吉田 正雄君
前島英三郎君	遠藤 要君	和田 静夫君
山田耕三郎君	鳴崎 均君	安恒 良一君
仲川 幸男君	稻嶺 一郎君	和田 静夫君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君	安恒 良一君
林 成相	谷川 寛三君	和田 静夫君
大木 善十君	名尾 良孝君	安恒 良一君
志村 浩君	藤井 裕久君	和田 静夫君
亀井 寛子君	野呂田芳成君	安恒 良一君
片山 正英君	井上 裕君	和田 静夫君
河本嘉久藏君	安孫子藤吉君	安恒 良一君
中西 一郎君	岡田 広君	和田 静夫君
八木 一郎君	上條 勝久君	和田 静夫君
白井 莊一君	太郎君	和田 静夫君
藏内 修治君		和田 静夫君

上田 稔君	藤田 正明君	福岡日出廣君
遠藤 政夫君	岩上 二郎君	佐々木 滉君
宮崎 正義君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
前田 黙男君	目黒今朝次郎君	片山 善市君
大城 真頼君	増田 盛君	安田 隆明君
森山 真弓君	内藤督三郎君	土屋 義彦君
田代富士男君	藤井 孝男君	小谷 守君
三木 忠雄君	木島 則夫君	本岡 昭次君
渋谷 邦彦君	多田 省吾君	下田 京子君
柄谷 道二君	中山 千夏君	松前 達郎君
原 文兵衛君	三治 重信君	近藤 忠孝君
小平 芳平君	安井 謙君	寺田 熊雄君
田淵 哲也君	大森 昭君	佐藤 昭夫君
新谷寅三郎君	鶴山威一郎君	勝又 武一君
山田 勇君	斎藤榮三郎君	吉田 正雄君
前島英三郎君	遠藤 要君	和田 静夫君
山田耕三郎君	鳴崎 均君	安恒 良一君
仲川 幸男君	稻嶺 一郎君	和田 静夫君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君	安恒 良一君
林 成相	谷川 寛三君	和田 静夫君
大木 善十君	名尾 良孝君	安恒 良一君
志村 浩君	藤井 裕久君	和田 静夫君
亀井 寛子君	野呂田芳成君	安恒 良一君
片山 正英君	井上 裕君	和田 静夫君
河本嘉久藏君	安孫子藤吉君	和田 静夫君
中西 一郎君	岡田 広君	和田 静夫君
八木 一郎君	上條 勝久君	和田 静夫君
白井 莊一君	太郎君	和田 静夫君
藏内 修治君		和田 静夫君

上田 稔君	藤田 正明君	福岡日出廣君
遠藤 政夫君	岩上 二郎君	佐々木 滉君
宮崎 正義君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
前田 黙男君	目黒今朝次郎君	片山 善市君
大城 真頼君	増田 盛君	安田 隆明君
森山 真弓君	内藤督三郎君	土屋 義彦君
田代富士男君	藤井 孝男君	小谷 守君
三木 忠雄君	木島 則夫君	本岡 昭次君
渋谷 邦彦君	多田 省吾君	下田 京子君
柄谷 道二君	中山 千夏君	松前 達郎君
原 文兵衛君	三治 重信君	近藤 忠孝君
小平 芳平君	安井 謙君	寺田 熊雄君
田淵 哲也君	大森 昭君	佐藤 昭夫君
新谷寅三郎君	鶴山威一郎君	勝又 武一君
山田 勇君	斎藤榮三郎君	吉田 正雄君
前島英三郎君	遠藤 要君	和田 静夫君
山田耕三郎君	鳴崎 均君	安恒 良一君
仲川 幸男君	稻嶺 一郎君	和田 静夫君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君	安恒 良一君
林 成相	谷川 寛三君	和田 静夫君
大木 善十君	名尾 良孝君	安恒 良一君
志村 浩君	藤井 裕久君	和田 静夫君
亀井 寛子君	野呂田芳成君	安恒 良一君
片山 正英君	井上 裕君	和田 静夫君
河本嘉久藏君	安孫子藤吉君	和田 静夫君
中西 一郎君	岡田 広君	和田 静夫君
八木 一郎君	上條 勝久君	和田 静夫君
白井 莊一君	太郎君	和田 静夫君
藏内 修治君		和田 静夫君

上田 稔君	藤田 正明君	福岡日出廣君
遠藤 政夫君	岩上 二郎君	佐々木 滉君
宮崎 正義君	後藤 正夫君	堀内 俊夫君
前田 黙男君	目黒今朝次郎君	片山 善市君
大城 真頼君	増田 盛君	安田 隆明君
森山 真弓君	内藤督三郎君	土屋 義彦君
田代富士男君	藤井 孝男君	小谷 守君
三木 忠雄君	木島 則夫君	本岡 昭次君
渋谷 邦彦君	多田 省吾君	下田 京子君
柄谷 道二君	中山 千夏君	松前 達郎君
原 文兵衛君	三治 重信君	近藤 忠孝君
小平 芳平君	安井 謙君	寺田 熊雄君
田淵 哲也君	大森 昭君	佐藤 昭夫君
新谷寅三郎君	鶴山威一郎君	勝又 武一君
山田 勇君	斎藤榮三郎君	吉田 正雄君
前島英三郎君	遠藤 要君	和田 静夫君
山田耕三郎君	鳴崎 均君	安恒 良一君
仲川 幸男君	稻嶺 一郎君	和田 静夫君
降矢 敬義君	真鍋 賢二君	安恒 良一君
林 成相	谷川 寛三君	和田 静夫君
大木 善十君	名尾 良孝君	安恒 良一君
志村 浩君	藤井 裕久君	和田 静夫君
亀井 寛子君	野呂田芳成君	安恒 良一君
片山 正英君	井上 裕君	和田 静夫君
河本嘉久藏君	安孫子藤吉君	和田 静夫君
中西 一郎君	岡田 広君	和田 静夫君
八木 一郎君	上條 勝久君	和田 静夫君
白井 莊一君	太郎君	和田 静夫君
藏内 修治君		和田 静夫君



予算委員			
辞任		補欠	
岡部 三郎君		岩崎 純三君	
仲川 幸男君		藤井 孝男君	
増岡 康治君		田代 由紀男君	
森山 真弓君		井上 吉夫君	
古賀雷四郎君		山内 一郎君	
田中 正巳君		福島 茂夫君	
梶原 清君		源田 実君	
田沢 智治君		亀長 友義君	
村上 正邦君		藏内 修治君	
塙出 啓典君		桑名 義治君	
原田 立君		太田 淳夫君	
下田 京子君		近藤 忠孝君	
美濃部亮吉君		前島英三郎君	
決算委員			
辞任		補欠	
井上 吉夫君		森山 真弓君	
岩崎 純三君		岡部 三郎君	
藤井 孝男君		仲川 幸男君	
議院運営委員			
辞任		補欠	
藏内 修治君		村上 正邦君	
源田 実君		梶原 清君	
龜長 友義君		田沢 智治君	
内閣委員会			
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。			
理事 瀬谷 英行君 (三治重信君の補欠)			
農林水産委員会			
理事 三治 重信君 (三治重信君の補欠)			
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ			
て議長は即日これを農林水産委員会に付託した。			
原材料の供給事情の変化に即応して行われる水			
産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付け			
に関する臨時措置に関する法律の一部を改正す			
る法律案(閣法第二十九号)			
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され			
た。			
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律			
案(閣法第四十七号)			
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され			
た。			
よつて議長は即日これを運輸委員会に付託し			
た。			
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を			
改正する法律案(閣法第四六号)			
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された			
次の議案を運輸委員会に付託した。			
海上衝突予防法の一部を改正する法律案(閣法			
第三一号)			
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法			
及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の			
一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告			
書			
電話加入権質に関する臨時特例法の一部を改正			
する法律案(閣法第五号)審査報告書			
法律を廃止する法律案(閣法第六号)審査報告書			
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(閣			
法第一一号)審査報告書			
原材料の供給事情の変化に即応して行われる水			
産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付け			
に関する臨時措置に関する法律の一部を改正す			

る法律案(閣法第二十九号)審査報告書

昭和五十八年三月二十二日 參議院会議録第八号

明治二十九年三月三十日可付  
第三種郵便物誌

発行所  
東京都港区虎ノ門二千五百二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 三三一〇二二(大代) 呼 105  
一定価格一〇円